

仕 様 書

1 車 種	小型自動車(ミニバンタイプ)、5ドア以上、7～8人乗
2 規 格	<p>(1) 総排気量 1,433～2,300CCクラス</p> <p>(2) 駆動方式 四輪駆動</p> <p>(3) ミッション形式 オートマチックまたはCVT</p> <p>(4) ドア形状 5ドア以上、後席はスライドドア(両側自動ドアであり、後部ドアがあること)</p> <p>(5) 塗装 シルバー系、ホワイト系又はブラック系 2台すべて統一された色でなくても可</p> <p>(6) 乗車定員 7名以上</p> <p>(7) 環境対応 ハイブリッド車(ガソリン)又はクリーンディーゼル</p> <p style="margin-left: 20px;">ハイブリッドガソリン: 排出ガス基準☆4以上、かつ燃費基準令和2年度以上</p> <p style="margin-left: 20px;">クリーンディーゼル: 排出ガス基準☆3以上、かつ燃費基準平成27年度+20%を満たすもの</p>
適合品	<p>ニッサンセレナ6AA-SNC28、トヨタノア 6AA-ZWR95W 及び三菱デリカ D:5 3DA-CV1W</p> <p>※ 規格を示す物品の例として「適合品」を示しているが、当該製品を指定するものではない。</p> <p>※ 適合品・同等品を問わず、入札書にメーカー、品名・型番等を明記した内訳書を同封してください。</p> <p>※ 適合品以外で参加する場合は、事前に担当課へ同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の同等品条件を満たしていることが分かる書類を提出し、担当課の確認および署名を受けた後、入札書提出時に同等・規格確認書(原本)を提出すること。</p>
3 年 式 指 定	令和7年初度登録(新車)
4 付 属 品	<p>■ エアコン ■ AM/FMラジオ ■ サイドバイザー ■ フロアマット (全席)</p> <p>■ スノーマット (運転席を除く全席分) ■ ラゲッジトレイ</p> <p>■ スタッドレスタイヤ (必要数、ホイール付) ※ブリヂストン・ヨコハマ・日本ダンロップ社製に限る。</p> <p>■ パンク修理キット ■ 標準工具一式 ■ バックガイドモニター ■ フルシートカバー</p> <p>■ 冬用ワイパー 一式 ■ カーナビゲーションシステム (一体型・2DIN・TV無し)</p> <p>■ ドライブレコーダー (前方・後方2カメラタイプ、200万画素以上、画像データは外部記憶媒体を使用。なお、外部記憶媒体は受注契約者が用意すること。)</p>
5 リース料に 含む項目	<p>■ 登録納車諸費用 ■ 自動車取得税など自動車関係諸税 ■ 自動車賠償責任保険料</p> <p>■ 車検・法定点検・付帯整備 ■ 事故処理費用 ■ 事故処理に伴う車両修繕費用</p> <p>■ オイル・油脂類・バッテリー交換及び補充費用 ■ 夏・冬タイヤ必要数(交換)</p>
6 年間予定走行距離	一台あたり10,000km(これを超過した場合でも、リース料の精算は行わない。)
7 借 受 期 間	令和7年10月1日～令和12年9月30日(60ヶ月)
8 借 受 台 数	2台
9 引 渡 場 所	札幌市清田区土木センター(清田区平岡2条4丁目1-40)
10 保 管 場 所	札幌市清田区土木センター(清田区平岡2条4丁目1-40)
11 保 険 等	<p>(1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、受注者の負担とする。</p> <p>(2) 任意保険は受注者の負担とし、次の内容とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">■ 対人保険 無制限 ■ 対物保険 無制限(免責額なし)</p> <p style="margin-left: 20px;">■ 車両保険 時価(免責額なし) ■ 年齢制限 無制限</p> <p style="margin-left: 20px;">■ 搭乗者保険又は人身傷害保険 1名につき無制限</p> <p>(3) 任意保険証書の写しを車検証に添付すること。</p>
12 メンテナンス等	<p>(1) 車検及び法定点検は、受注者の責任において確実に実施すること(オイル等の交換又は補充含む)。</p> <p>(2) 車検、法定点検及び修理(事故時を含む)の期間中は、同等の代替車を用意すること。</p> <p>(3) 事故処理及びこれに伴う車両の修繕(パンク修理含む)は、札幌市の指示に従い、受注者の責任において行うこと。</p> <p>(4) 夏・冬タイヤの交換作業及び保管は受注者によることとし、交換時期については毎年札幌市と協議すること。</p> <p>(5) 夏・冬タイヤの使用期間は新品から3年間を最長とし、当該期間に満たない場合でも安全走行に耐えない磨耗又は劣化が認められる場合には速やかに交換を行うこと。</p> <p>(6) 車両の維持管理に要する経費のうち、燃料費及びパンク修理費用は、札幌市の負担とし、その他要する経費は、受注者の負担とする。</p>
13 そ の 他	<p>(1) 不明な点については、事前に担当課職員と打ち合わせを行うこと。</p> <p>(2) 車両引き渡し時の燃料は、札幌市及び受注者の双方とも容器内100%とする。</p> <p>(3) リース期間中に租税公課、リース料率に変更が生じた場合でもリース料金の変更を行わない。</p> <p>(4) 借受期間開始(納車日)までに納車できない場合は、受注者と札幌市が協議のうえ、受注者の負担により、同等車種の代車を用意すること。</p> <p>(5) 車両引渡、リース期間終了後の保管場所からの引取りは受注者の責任において行うこと。</p> <p>(6) 賃貸借期間満了後における賃借物件の買取または再リースについて、当事者は協議することができる。</p> <p>(7) 本件賃貸借契約及び本仕様書に定めのない事項並びに契約履行上疑義が生じたときは、札幌市及び受注者双方協議のうえ決定すること。</p>